

第6章 議会事務局の対応

○職員等安否確認

- ・職員…議会事務局緊急時連絡網（電話又はメール等）にて安否を確認するとともに参集を周知
- ・議員…前震及び本震発生後、議会事務局において電話による安否の確認

《 課題 》

議員の安否確認については、携帯電話もしくは自宅電話による確認としたため、相当な時間を要したことから、緊急時の連絡手段として、電話以外の手段を確立することが必要であった。

○職員参集状況

- ・前震時…18人／25人（3人は育休中）
※非参集者7人中、1人は出張中、6人は家庭の事情等による
- ・本震時…17人／25人（3人は育休中）
※非参集者8人は家庭の事情等による

○議員への情報提供及び議員からの情報等収集

- ・議員への情報提供…災害対策本部の情報（資料）を、議会事務局より議員へFAX又はメールにて送信
- ・議員からの情報等収集…議会事務局が窓口となり、議員からの情報、要望・提言等を集約し災害対策本部へ報告

《 課題 》

議員への情報提供は、毎回、情報（資料）量が多く、特にFAX送信には、相当な時間を要したことから、他の手段の検討が必要であった。

また、議員からの要望・提言については、議会事務局を一元窓口とし、議会事務局から災害対策本部へ報告するルールを周知するも、議員が直接執行部へ申し入れを行う場面も多々あったことから、さらなる本ルールの周知徹底が必要であった。

○予算決算委員会室を避難所として開放及びその管理運営
4/16～4/30（15日間） 管理運営従事者…延べ28人

○他対策部の応援

- ・避難所運営業務…延べ342人（～7/1）
- ・災害対策本部情報入力、情報調整室連絡調整等業務…延べ344人（～6/19）

○その他

- ・り災証明書発行関連業務…併任辞令により2人派遣（1～2ヶ月間）
- ・住宅再建支援課へ1人異動…復興部の創設による（5/6付）

参 考

災害対策本部事務分掌（抜粋）

対策部共通事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の情報調整室への報告に関すること。 2 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の総務局対策部への報告に関すること。 3 対策部内の連絡調整に関すること。 4 対策部内の庶務に関すること。 5 対策部内の職員の配置運用に関すること。
班共通事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関すること。 2 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関すること。 3 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関すること。 4 所属職員の参集及び被災状況（安否確認、被害）等の対策部への報告に関すること。 5 所管業務に関わる関係機関・団体（災害時協定含む）との連絡調整に関すること。 6 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関すること。 7 所管業務に関わる災害時要援護者対策に関すること。 8 所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関すること。 9 所管業務に関わる被災者支援対策に関すること。

部 班	事 務 分 掌	
応援対策部長 （議会事務局長）	他対策部の応援業務に携わる。	
議会事務局班長 （部長指名者）	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 	
	担当室課	議会事務局
}	}	

